

十九八七	六	五	四	三	二	一	基づき、平成二十六年九月十六日	個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定による告示									
払込利子の	経過率の	利子の	発行価格	振替単位	最低額面金	発行額	用等の適	法律の根拠及びその記	号	名称及び記	発行の根拠及びその記	発行の根拠及びその記	名稱及び記	号	名称及び記	基づき、平成二十六年九月十六日	個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定による告示
(一) 年額平す額の振替 え、次の算式により算出した 各取扱機関は、払込金額に加	○面金額 ・一〇百円 パーセント 百円	面金額の記載又は記録によ る倍の金額は、記録によ る振替口座簿と金簿	平成二十六年九月十六日	する。整数倍の金額は、最 低額面金と	一十萬円	額の定義によ る振替機関は日本銀行とし、そ れを「振替法」という。	以下「振替法」という。	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号）	五年）（第四十一条）	個人向け利付國庫債券（固定 期間）（第四十一条）	五年）（第四十一条）	五年）（第四十一条）	五年）（第四十一条）	五年）（第四十一条）	五年）（第四十一条）	財務大臣 麻生太郎	平成二十六年十月九日

金額を第十五号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.10}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十一・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

平成二十七年三月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

額面金額 ×
 100 ×
 2

毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十一 初期利子

—

十一

第二期以 後の利子

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

(一) 平成三十一年九月十五日
額面金額百円につき百円
中途換金の本店又は支店
七年九月十五日以後において行
うこことし、その後におい
次に区分に応じ、その買取
式により算出した金額とする。
平成二十六年九月十六日
日本銀行の本店又は支店
中途中途換金の買取りは、平成
二十一年九月十五日以後におい
に分けられることとする。
平成二十七年九月十五日か

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.10}{100}$$

初期利子支払期の6ヶ月前の日から発行日までの日数

365

(二) 平成二十八年三月十五日以

十八 中途換金

の特例 中途換

る金額一利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$
前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
(昭和一十五年法律第七十三号)

これがでやるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十七年三月十五日から平成二十七年九月十五日前までの毎の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) 平成二十七年三月十五日前

の額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額)